

青森県 #チャリメット イメージキャラクター関連イラスト・ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青森県（以下「県」という。）以外の者が行う自転車用ヘルメットの着用を促進するための取組について、イメージキャラクター「ちゃりまる」と「めるりい」に係るイラスト及びキャッチフレーズ「チャリに乗るならヘルメット『#チャリメット』」のロゴマーク（以下「イラスト等」という。）の使用の承認に係る審査をする場合の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第2条 イラスト等の使用の承認は、次に掲げる基準により審査し、行う。

(1) 使用する者の基準

次のいずれかに該当するものであること。

ア 国又は地方公共団体

イ 公益法人又はこれに準ずる団体

ウ その他存在が明確で、事務遂行能力が十分であると判断される者

(2) 取組内容の基準

次のいずれにも該当するものであること。

ア 取組の目的及び内容が自転車用ヘルメットの着用促進に資すると認められるものであること。

イ 営利を目的としないものであること。ただし、県交通・地域社会部地域生活文化課長（以下「課長」という。）が別に認めるものを除く。

ウ 法令又は公序良俗に反しないものであること。

エ 宗教的目的を有しないものであること。

オ 政治的目的を有しないものであること。

(3) その他

次のいずれにも該当しないものであること。

ア 県の信用又はイメージを損なうおそれがあると認められるもの

イ 使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用すると認められるもの

ウ その他課長が不適当と認めるもの

(申請手続)

第3条 イラスト等の使用を希望する者は、あらかじめ、「使用承認申請書」（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して申請し、課長の承認を受けなければならない。ただし、課長が別に認める者については、この限りでない。

(1) 使用を希望するイラスト等の図案及びイラスト等を使用して作成する物品又は電子データ
の原稿（写真、図面又は電子データを含む。）

(2) その他課長が必要と認める書類

(使用承認)

第4条 課長は、前条の申請があったときは、その内容を第2条の基準により審査し、イラスト等の使用を承認する場合は第6条に規定する使用の条件を付して「使用承認通知書」（第2号様式）により、イラスト等の使用を承認しない場合はその理由を付して「使用不承認通知書」（第3号様式）により申請者に通知する。

2 課長は、前項の規定によるイラスト等の使用の承認（以下「承認」という。）をした場合は、使用承認通知書と併せて使用を希望するイラスト等の電子データを提供する。

(イラスト等の使用料)

第5条 イラスト等の使用料は、無料とする。

(イラスト等の使用の条件)

第6条 課長は、承認に当たっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 承認をした目的以外には使用しないこと。
- (2) 承認を受けたイラスト等の使用に係る権利を第三者に譲渡しないこと。
- (3) 県は、承認に伴う取組の経費等の負担及び事故等の責任は負わない。
- (4) イラスト等の使用に当たり故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償すること。
- (5) イラスト等の使用に当たっては、画像の拡大又は縮小（いずれも画像の縦横比を変更しないものに限る。）を除き、その形状を変更しないこと。
- (6) イラスト等の使用に当たっては、印刷等の都合により画像を単一の色の濃淡等で表現する場合を除き、色彩を変更しないこと。なお、表示媒体等の違いから生じる色調の微妙な差異については、原版と同一の色彩を保持しているものとみなす。
- (7) 「ちゃりまる」と「めるりい」のイラストの使用に当たっては、同一視野内に「青森県 # チャリメット イメージキャラクター」の文言を、キャラクターの近傍にそれぞれの名称を記載すること。ただし、文言を表示することが困難である場合には、名称の記載のみを条件とする。また、イラストを複数使用するときは、初出のイラストの近傍に一度記載することとする。
- (8) (1) ～ (7) に掲げるもののほか、課長が付した条件に従うこと。

(承認内容の変更)

第7条 承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、「使用承認通知書」で承認を受けた内容に変更が生じる場合は、あらかじめ県に連絡の上、速やかに「使用承認変更届」（第4号様式）を課長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第8条 課長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの規程又は承認の際に付した条件に違反したとき。
- (2) 使用方法が承認をした内容と異なるとき。
- 2 課長は、前項の規定により承認を取り消したときは、「使用承認取消通知書」（第5号様式）により使用者に通知する。
- 3 県は、第1項の規定により承認を取り消したことにより使用者にいかなる損害が生じた場合であっても、その責めを負わない。

(使用の報告)

第9条 使用者は、使用状況について、承認を受けた取組の完了後、速やかに「使用状況報告書」（第6号様式）に、イラスト等を使用して作成した物品又は電子データを添付して、課長に報告しなければならない。

- 2 前条第1項の規定により承認を取り消された使用者は、「使用承認取消通知書」の受領後速やかに、その時点までの使用状況について、前項の規定に準じて報告しなければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、イラスト等の使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。